

障がい者のための医療費助成制度

問・申 福祉課 障がい福祉係

☎ 7733・6667

☎ 7733・6723

自立支援医療費(更生医療)

身体障がい者の自立と、社会経済活動への参加促進を図るため、障がいの除去または軽減に必要な医療費の一部を公費で負担します。

対身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

申請に必要なもの 医師の意見書

(指定様式)、身体障害者手帳、保険証、申請書など

自立支援医療費(育成医療)

身体障がい児などの日常生活能力の回復向上を図るため、手術などの治療によって確実に効果が期待できるものに対して、障がいの除去または軽減に必要な医療費の一部を公費で負担します。

対身体に障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童

申請に必要なもの 医師の意見書

(指定様式)、保険証、申請書など

自立支援医療費(精神通院医療)

精神障がいのため、医療機関に通院している人に、医療費の一部を公費で負担します。

対通院による治療が継続的に必要で

あると認められた人

申請に必要なもの 医師の診断書

(指定様式)、保険証、申請書など

重度心身障害者医療費助成制度(県障)

医療機関で支払う自己負担分の一部を助成します。

対身体障害者手帳1級〜3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人(所得制限があります)

申請に必要なもの 交付を受けている手帳・保険証など

精神障がい者への入院医療費助成

精神疾患により入院して医療費を支払った人に、医療費の一部を助成します。

対精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、精神疾患を支給事由とする障害年金を受給している人

※次に該当する人は対象外
・生活保護世帯の人
・一定の所得額を超える世帯の人
・県障の受給者のうち、標準負担額減額認定証の交付を受けている人

申請に必要なもの 保険証、精神障害者保健福祉手帳、年金証書

国民健康保険「限度額適用認定証」更新手続きは8月2日(月)から受付

問・申 市民課 国保年金係

☎ 7733・6661

現在「限度額適用認定証」をお持ちで、引き続き必要な人は、8月中旬に更新手続きをしてください。

必要なもの 保険証、マイナンバー

がわかるもの、申請に来る人の本人確認書類

申請先 市民課 国保年金係、大和・塩沢市民センター

上手な医療のかかり方

問・申 市民課 国保年金係

☎ 7733・6661

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

かかりつけ医は、病歴や体質の把握ができるため、より効果の高い治療ができます。健康管理全般のアド

バイスもしてくれるので、日ごろから信頼関係を築くことが大切です。

薬局もかかりつけを決めておくと、薬の飲み方など、適切な指導を受けることができます。

重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、検査・処置・投薬などをやり直すため、余分に医療費や時間が

かかります。

また、投薬の重複で副作用が現れることがあります。気になることは、かかりつけ医に相談しましょう。

年に一度は健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう

健康診断を受けることで病気を早期に発見し、早期治療や医療費の削減につながります。住民健診や人間ドックを毎年受けましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同一の有効成分を含み、効き目や安全性が同等であると国から認められた安価な薬です。処方希望を医師・薬局に伝えやすいよう「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証更新時に同封しますのでご利用ください。

市ではジェネリック医薬品推進のため、一定の条件を満たした人に、ジェネリック医薬品差額通知を年3回(7月・11月・3月)通知しています。

医師・薬剤師の方へ

ジェネリック医薬品を希望します。

